

財形年金預金規定

1. (預入れの方法等)

この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れられるものとします。

この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

この預金の預入れは1口100円以上とします。

この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

受取開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、受取開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

前1.による預金は、1口の自由金利型期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える自由金利型期日指定定期預金(本により継続した自由金利型期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の自由金利型期日指定定期預金に自動的に継続します。

この自由金利型期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

この預金は、年金元金計算日に次により分割し、受取開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。

この場合、すべての自由金利型期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

年金計算基本額をあらかじめ指定された受取回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の自由金利型期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。

年金計算基本額から前により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の自由金利型期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。

定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

定期預金(継続口)は、満期日に前準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された受取回数」とあるのは「あらかじめ指定された受取回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の受取回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

この自由金利型期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

預入金額ごとの預金が自由金利型期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

前、の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5.（預金の解約）

やむをえない事由により、この預金を上記3.による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財形預金契約の証（以下「契約の証」という。）とともに当店へ提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合など当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとの預金が自由金利型期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 上記の適用利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A．暴力団
- B．暴力団員
- C．暴力団準構成員
- D．暴力団関係企業
- E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F．その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A．暴力的な要求行為
- B．法的な責任を超えた不当な要求行為
- C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E．その他前各号に準ずる行為

6．(退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤務者でなくなったときは、この預金は、上記2．および上記3．にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前5．第1項と同様の手続きをとってください。

自由金利型期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する自由金利型期日指定定期預金は、その継続を停止します。

7．(据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8．(最終預入日等の変更)

最終預入日または受取開始日、もしくは受取回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当行に申し出てください。ただし、受取開始日を繰上げる場合は変更後受取開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前受取開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

9．(受取開始日以後の受取回数の変更)

受取開始日以後に、財形法施行令第13条の4第5項の規定等に基づき年金受取額を増額するために受取回数を変更するときは、変更後の受取日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により当行に申し出てください。ただし、この受取回数の変更は1回に限ります。また、変更により総受取回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

10．(届出事項の変更、契約の証の再発行等)

契約の証や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

契約の証または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11.(印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12.(譲渡、質入れの禁止)

この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13.(契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに当行に返却してください。

14.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出の印章を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については約定利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

株式会社中国銀行

以上

(2020年4月1日現在)